

第二条のうち、道路運送車両の保安基準第三十一条の第二項の改正規定中、「若しくは第九十五項」を「若しくは第百一項」に、「第九十五項若しくは第九十七項」を「第百一項若しくは第百五項」に改め、同条第二項の改正規定中、「第九十八項」を「第百六項」に改め、同令第五十八條第一項第六十五号口及び八の改正規定中、「第五十八條第一項第六十五号口」を「第五十八條第一項第六十四号口」に、「同条第六項及び第七項の自動車」を「同条第二項及び第四項の自動車以外の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車を除く）」に改め、同条第九十六項第二号及び第三号の改正規定中、同条第九十六項第二号を「同条第百二項第二号」に、「第六項及び第七項の自動車」を「同条第二項及び第四項の自動車以外の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車を除く）」に改め、同条に二項を加える改正規定中、「97」を「105」に、「第三十一条第十四項各号」を「第三十一条第十四項第一号から第三号まで」に、「98」を「106」に改める。

第三条のうち、道路運送車両の保安基準第五十八條第一項第六十五号八の改正規定中、「第五十八條第一項第六十五号八」を「第五十八條第一項第六十四号八」に改め、同条第九十六項第三号の改正規定中、「第五十八條第九十六項第三号」を「第五十八條第百二項第三号」に改め、同条に一項を加える改正規定中、「99」を「109」に、「第三十一条第十四項各号」を「第三十一条第十四項第一号から第三号まで」に改める。

附則第二条のうち、道路運送車両法施行規則の附則に二項を加える改正規定中、「第五十八條第九十五項」を「第五十八條第百一項」に改める。

（道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令の一部改正）
 第五条 道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（平成十年運輸省令第七十六号）の一部を次のように改正する。

道路運送車両の保安基準第五十八條の改正規定中、「第九十七項」を「第百三項」に、「97」を「103」に、「98」を「104」に改める。

道路運送車両の保安基準別表第二の改正規定中、「第九十八項」を「第百四項」に改める。
 附則第一項ただし書中、「施行する」を「施行し、附則第五項の規定は、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（平成十二年運輸省令第五号）の公布の日から施行する」に改め、附則第三項中、「第五十八條第九十八項」を「第五十八條第百四項」に改め、附則第五項のうち、道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（平成十年運輸省令第六十五号）第二条及び第三条の改正規定を削り、同令附則第三条及び第四条の改正規定中、「第五十八條第九十九項」を「第五十八條第百五項」に、「第五十八條第百項」を「第五十八條第百六項」に、「同条第百項」を「同条第百六項」に、「附則第百二項」を「附則第百四項」に、「101」を「103」に、「第五十八條第百一項」を「第五十八條第百九項」に、「102」を「104」に改める。

告

示

○環境庁告示第十二号

騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第十六條第一項の規定に基づき、自動車騒音の大きさの許容限度（昭和五十年九月環境庁告示第五十三号）の一部を次のように改正する。

平成十二年二月二十一日
 別表第一の表を次のように改める。

環境庁長官 清水嘉与子

自動車の種類	自動車騒音の大きさの許容限度		
	定常走行騒音	近接排気騒音	加速走行騒音
普通自動車 （軽自動車及び小型自動車を除く。）	八十三デシベル	九十九デシベル	八十二デシベル
乗用自動車 （乗用自動車及び乗員を運ぶための自動車）	八十二デシベル	九十九デシベル	八十一デシベル
軽自動車 （二輪自動車に限る。）	八十二デシベル	九十九デシベル	八十一デシベル
小型自動車 （二輪自動車に限る。）	七十二デシベル	九十四デシベル	七十二デシベル
第一種原動機付自転車 （規則第一條第二項に規定する第一種原動機付自転車）	六十五デシベル	八十四デシベル	七十二デシベル
第二種原動機付自転車 （規則第一條第二項に規定する第二種原動機付自転車）	六十八デシベル	九十七デシベル	七十二デシベル